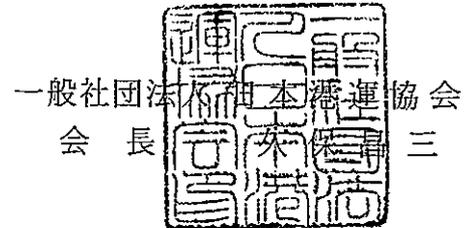




2020第205号
2020年9月18日

各地区港運協会長 殿



新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する
外航貨物船の来航時の当面の対処方針について

標記につきまして、今般、別添のとおり国土交通省港湾局港湾経済課より「感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の周知依頼がありました。

本件は、海外の港湾において、船員が新型コロナウイルスに感染し、その対応によって外航貨物船が長期間止まり、荷役の遅延や滞船などの事例も発生していることから、我が国の港湾においても同様の事態が懸念されております。

そこで、感染の疑いのある船が来航した場合の港湾物流阻害事態の発生の防止とその影響の最小化を図るため、関係省庁によるワーキンググループを設置し、外航大型コンテナ船を念頭に国としての当面の対処方針がとりまとめられました。(詳細は別添をご確認下さい)

このようなことから、影響の最小化を図るためには関係者との連携を図り、港湾労働者への感染防止対策に万全を期することが重要ですので、本件の趣旨をご理解・ご協力いただくようよろしくお願い致します。

つきましては、お手数をおかけしますが、この旨貴会傘下事業者へ周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

(写) 各地区港運協会、特別会員

事務連絡
令和2年9月18日

一般社団法人 日本港運協会 御中

国土交通省港湾局港湾経済課

新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する
外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（周知）

新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WGにおいて、添付のとおり「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」を策定しましたので周知致します。

貴協会におかれましては、新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時に備え、傘下の会員に周知頂くようお願い致します。

新型コロナウイルスへの感染の疑いのある
船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について

令和2年9月18日

新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処 WG

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外の港湾においては、船員が新型コロナウイルスに感染し、患者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間止まり、荷役が遅れる事例も発生している。このような中、我が国に来航する外航貨物船においても、新型コロナウイルスへの感染の疑いがある船員が乗船しているために臨船検疫が行われる事例が散発的に報告されている。

このような状況を踏まえると、今後、我が国の港湾においても、感染疑い船(新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫(錨地検疫又は着岸検疫)を行うこととされた外航貨物船)が長期間、岸壁を占有し、後続船の荷役の遅延や滞船などの事態(以下「港湾物流阻害事態」という。)を生じることが懸念される。

このため、感染疑い船が来航した場合の港湾物流阻害事態の発生の防止とその影響の最小化を図るため、関係省庁の課室長級のワーキンググループを設置し、影響が特に大きくなるおそれがある外航大型コンテナ船を念頭に、国と港湾管理者、船社などの関係者との間の調整の基礎として、今後、国としての当面の対処方針を別添のとおりとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスをめぐる国内外の状況は日々変化しており、また、関係者が置かれた状況も多様であることから、実際に感染疑い船が来航した場合には、関係省庁及びその地方支分部局は、必ずしも本対処方針に拘泥することなく、港湾管理者、船社などの関係者の意見を十分に踏まえつつ、緊密に連携の上、各港湾の実情に応じ、迅速かつ適切に対応するものとする。

また、本対処方針は、感染疑い船の我が国への来航に際しての本対処方針に基づく実際の運用状況等を踏まえ、適宜、必要に応じて見直しを行う。

○新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処 WG (感染疑い船等対処 WG)

【構成員】

厚生労働省

健康局 結核感染症課長

医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室長

国土交通省

海事局 安全政策課長 外航課長

港湾局 港湾経済課長 海岸・防災課長

海上保安庁 危機管理官

法務省

出入国在留管理庁 出入国管理部出入国管理課長

【共同事務局】

厚生労働省：生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

国土交通省：港湾経済課 海岸・防災課

【オブザーバー】

国土交通省：港湾局産業港湾課長

新型コロナウイルスへの感染の疑いのある
船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針

※本対処方針は、外航大型コンテナ船を念頭に作成されているが、他のタイプの感染疑い船が来航した場合にも、本対処方針を参考に、適宜修正を加えつつ、関係者において必要な対応を検討することとする。

I. 本対処方針が想定する事態及び対処の目的

1. 想定する事態

- ・外航大型コンテナ船が我が国港湾への入港を希望して来航し、感染疑い船として検疫を受ける。
- ・検疫の結果、一部の船員が新型コロナウイルスに関する検査で陽性となり、当該船員は我が国の医療機関等に搬送される。
- ・必要に応じ、船内の消毒を行う。
- ・検疫後、仮検疫済証が交付された場合は、荷役を行う。
- ・航行継続に必要不可欠な船員が下船することとなる場合は、交代船員が乗船するまでの間、港湾内（岸壁、係船杭又は検疫錨地）に停泊する。（旗国の定める法令上の要求を満たさなくなる場合や航行能力を実質的に喪失する場合は想定される。）
- ・出港準備が整い次第、出港する。

※「外航大型コンテナ船」とは、14m以上の岸壁水深が必要な外航コンテナ船をいう。

※「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫（錨地検疫又は着岸検疫）を行うこととされた外航貨物船をいう。

※「感染船」とは、我が国での検疫（新型コロナウイルスに関する検査）の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

2. 本対処方針の目的

- 感染疑い船等が来航した場合の、検疫実施に係る関係省庁や港湾管理者、港湾運営会社、船社、船舶代理店等の対応の流れを示すこと等により、港湾物流阻害事態の発生防止とその影響の最小化に資することを目的とする。

II. 感染疑い船の来航事案の発生時の対応

1. 初動の情報共有等

- 検疫所は、検疫法第6条に基づく情報により、来航する外航大型コンテナ船について感染疑い船と判断したときは、船社又はその船舶代理店（以下「船社等」という。）から以下の情報を入手の上、下に掲げる関係行政機関に、当該船舶及び有症者についての情報を速報する。

（情報の入手に時間を要する場合は、速報性を重視し、まずは、その時点で判明している情報を提供することとする。）

（関係行政機関）

- ・ 港湾管理者
- ・ 国土交通省等の地方支分部局
 - － 地方運輸局等
 - 北陸信越：北陸信越運輸局海事部海事保安・事故対策調整官
 - 兵庫：神戸運輸監理部海上安全環境部海事保安・事故対策調整官
 - 沖縄：内閣府沖縄総合事務局運輸部海事・保安事故対策調整官
 - 上記以外：各地方運輸局海上安全環境部海事・保安事故対策調整官
 - － 地方整備局等
 - 北海道：北海道開発局港湾空港部空港・防災課
 - 沖縄：内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港防災・危機管理課
 - 東北、中国、四国：各地方整備局港湾空港部港湾保安対策室
 - 関東、中部、九州：各地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課
 - 北陸：地方整備局港湾空港部港湾保安管理官室
 - 近畿：地方整備局港湾空港部港湾危機管理官室
 - － 各海上保安（監）部管理課
- ・ 法務省出入国在留管理庁の地方支分部局
 - 北海道：札幌出入国在留管理局審査部門
 - 東北：仙台出入国在留管理局審査部門
 - 関東（神奈川を除く）：東京出入国在留管理局審査管理部門
 - 神奈川：東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室
 - 中部：名古屋出入国在留管理局審査管理部門
 - 関西（神戸を除く）：大阪出入国在留管理局審査管理部門
 - 神戸：大阪出入国在留管理局神戸支局審査部門
 - 中国：広島出入国在留管理局就労永住審査部門
 - 四国：高松出入国在留管理局審査部門
 - 九州：福岡出入国在留管理局留学・研修審査部門
 - 沖縄：福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門

（提供情報）

- － 感染疑い船名
- － 感染疑い船の信号符字（コールサイン）

- －感染疑い船の種類（例．コンテナ船）
 - －感染疑い船の全長、満載喫水
 - －船籍国
 - －航路（例．北米航路、欧州航路、中国航路）
 - －入港予定日時（例．○月○日 ○時○分 △△港）
 - －有症者の職位（例．船長、一等航海士、二等航海士等）、国籍、海技証書発給国及び人数
 - －有症者の症状
- 検疫所及び国土交通省等の各地方支分部局、沖縄総合事務局は、入手した情報を本省・本庁の関係課室に速報する。
- 港湾法第43条の11に基づいて指定された港湾運営会社（以下単に「港湾運営会社」という。）のある港湾を管轄区域とする地方整備局は、必要に応じて、港湾運営会社に対し入手した情報のうち、提供可能な情報を速報する。
- 港湾管理者は、有症者が多く、入港後に交代船員の確保が必要となることが予想される場合には、港湾内での感染疑い船等の長期間の停泊を避ける観点から、船社等に対して、交代船員の速やかな確保に向けた準備を行うことを要請し、交代船員の確保の見込みについて聴取する。
（例．「○月○日中に可能」、「少なくとも○日以上必要」、「本社確認中」等）
- 関係行政機関は、必要に応じ、船社等の事務所及び現地に連絡調整のための要員（リエゾン）を派遣する。港湾管理者及び地方整備局等は、必要に応じ、港湾運営会社にリエゾンの派遣を要請する。
- 関係者間の情報共有や連絡調整の円滑化のため、例えば、関係行政機関の担当官その他の関係者が毎日一定の時刻に港湾管理者の会議室に参集して定例ミーティングを行うことも考えられる。（遠隔地から参加する場合は、ビデオ会議システムや携帯電話のスピーカーモードを使用することも考えられる。）

2. 検疫の実施場所の調整

- 感染疑い船については、着岸検疫が必要な場合を除き、錨地検疫を行う。検疫所は、錨地検疫ではなく、着岸検疫の実施が必要と考える場合には、港湾管理者に対し、その理由を示した上で、着岸検疫を行う岸壁又は係船杭（ドルフィン）（以下「岸壁等」という。）の確保に関する調整を要請する。
- 検疫所から着岸検疫を行う岸壁等の確保のための調整を要請された港湾管理者（以下「当初港の港湾管理者」という。）は、感染疑い船を着岸させ、検疫や患者

の搬送等を行うための岸壁（以下「検疫岸壁」という。）又は係船杭（ドルフィン）（以下「検疫岸壁等」という。）の確保の可否を検討する。

- 当初港において着岸検疫を行った場合、異常な滞船の発生などの港湾の管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合であって、近隣の他の検疫港（以下「協力候補港」という。）において着岸検疫を行う方が地域全体としての影響が小さくなると考えられる場合は、当初港の港湾管理者は、別紙1に記載の条件に従うことを前提として、当初港を管轄する検疫所及び地方整備局等を通じて、厚生労働本省及び国土交通本省に対し、協力候補港を具体的に示して、検疫岸壁等の確保に関する広域調整への協力を要請することができる。

国が実施する広域調整の結果、協力候補港の港湾管理者の協力が得られた場合には、当該協力港の岸壁等において着岸検疫を実施することとする。

期限までに協力候補港の港湾管理者の協力が得られない場合は、当初港において検疫を実施することとする。

なお、広域調整が不調に終わった場合に備え、広域調整と並行して、当初港における検疫岸壁等の確保に関する調整も進めることとする。

- 検疫岸壁等の選定に際しては、他に適当な岸壁等がある場合を除き、感染疑い船が当初着岸を予定していた岸壁等又は感染疑い船が着岸を希望している SOLAS 対応岸壁等がある場合は、原則として、当該岸壁等への着岸を検討することとする。

このほか、検疫岸壁等の選定に際しての留意点については、別紙2を参照することとする。

- 検疫岸壁としての使用を検討する岸壁が、港湾法第55条第1項に基づき国から国際戦略港湾等（横浜港、川崎港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港をいう。以下同じ。）の港湾運営会社に対して長期貸付を行っている岸壁である場合は、港湾管理者から着岸検疫の調整を要請された港湾運営会社は、当該岸壁の施設借受者に対し、船社等から提供された情報（自力航行能力の存否の見込み、交代船員の乗船の見込み等）を伝達した上で、着岸検疫への協力の可否及び着岸を認めることができる期間について聴取する。

この場合において、施設借受者の任意の協力が得られる場合には、船社が施設借受者に対し、施設借受者が提示した期限までに離岸することを文書において確約することを条件として、当該岸壁を検疫岸壁として使用することとする。

また、施設借受者の任意の協力は得られないものの、当該岸壁を検疫岸壁として使用する公益上特別な理由があると認めるときは、港湾管理者は、国土交通省港湾局に対し、当該岸壁を検疫岸壁として使用させるように要請することができる。

- 国土交通省港湾局は、港湾管理者からの要請及び検疫所の見解を踏まえ、公益上特別な必要があると認める場合には、国と港湾運営会社との間で締結している岸壁の長期貸付契約に基づき、港湾運営会社に対し、感染疑い船等に特定の岸壁を検疫岸壁として使用させるよう、「公益上特別な必要がある場合の指示」を行うものとする。

- また、検疫岸壁としての使用を検討する岸壁が、港湾管理者から港湾運営会社に対して、又は重要港湾における特定埠頭の運営者に対して長期貸付を行っている岸壁である場合は、上記の国際戦略港湾等における国が貸し付けている岸壁と同様の手順により、港湾管理者が岸壁の長期貸付契約に基づき、港湾運営会社等に対し、特定の岸壁を感染疑い船に使用させるよう、「公益上特別な必要がある場合の指示」を行うものとする。（港湾法第55条第4項、第5項、第54条の3第7項）

（参考）港湾法施行規則（抜粋）

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一・二 （略）

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用を受忍しなければならないものとする。

- 港湾管理者は、感染疑い船の検疫を着岸で実施すると港湾の管理運営上著しい支障が生じる場合は、着岸検疫ではなく錨地検疫を行うよう、検疫所に要請する。
- 港湾管理者は、感染疑い船の着岸を認める場合には、必要に応じ、例えば「港湾の管理運営上必要な場合は港湾管理者が指定する岸壁等若しくは錨地又は他の港湾へ移動すること」、「船社又はその船舶代理店の事務所への連絡調整のための要員（リエゾン）を受け入れること」、「上陸を希望する船員がいる場合は、上陸する船員の待機場所の確保や当該場所までの移動手段（自家用車、レンタカー等）を確保すること」等の着岸を認める条件や「〇月〇日〇〇時までに離岸すること」等の着岸を認める期限を付す。

- 水先法第35条のいわゆる強制水先の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがあること等により、強制水先の対象となる感染疑い船等に水先人が乗り込まない場合に、船長が船内環境の維持、船員の身体的安全確保等の観点から強制水先区内を緊急避難的に航行することを妨げるものではない。

この場合においては、水先人が別の船舶に乗り込んで感染疑い船等を先導すること等により船舶の航行の安全等を図ることとなる。（「新型コロナウイルス感染症への対応にかかる水先法第35条の取扱について」（令和2年2月5日付け国土交通省海事局海技課長事務連絡））

水先人が感染疑い船等に乗り込まず、他船から誘導し、着岸させる場合には、岸壁の周辺の環境に加え、船種、船の大きさ、船の装備により、安全に着岸できる岸壁等が限定される。

このため、港湾管理者は、検疫岸壁等の確保の検討を行うに当たっては、まず、検疫の前後における感染疑い船等への水先人の乗り込みの可否を水先人会に確認することが効率的である。その上で、水先人が感染疑い船等に乗り込まない場合に

は、感染疑い船等を安全に着岸させる観点から、着岸させる場所や時間帯、誘導方法等について水先人会の意見を聴取の上、港長と協議し、着岸先の候補として想定される岸壁等への着岸の可否を検討する必要がある。

また、着岸する場合には、気象・海象が良好で見晴らしが良い時間帯に実施することが望ましい。また、感染疑い船等がガントリークレーン等の荷役機械に接触しないよう、必要に応じ、荷役機械を安全な場所に移動させるなどの対策を講じた上で、十分に注意して先導・操船を行う必要がある。

- 調整の結果、当初港及び協力候補港のいずれにおいても検疫岸壁等が確保できない場合には、当初港において錨地検疫を行うこととする。

この場合において、海上保安庁は、検疫所からの要請があった場合には、これまで行われてきた対応と同様、引き続き、可能な限り検疫官の輸送協力に努めるものとする。

なお、時化など、気象・海象が不良な場合には、感染疑い船に検疫官が安全に乗船できるようになるまでに時間を要するため、事態対処のスケジュールを検討する際には、この点に留意する必要がある。

- 感染船が自力航行能力を喪失した場合の当該船舶及び港内における船舶交通の安全の確保や、船内に残る者の体調の急変時の迅速な対応と安全・安心な搬送を可能とするとともに、上陸希望者の下船、船内の消毒、船員の食料等の物資の補給、交代船員の乗船等の円滑な実施を図るため、外航大型コンテナ船が寄港する港湾における検疫岸壁等の候補について、港湾運営会社、地方整備局等及び検疫所の協力の下、港湾管理者において、事前に検討を行い、意見集約を行っておくことが望ましい。

- 港湾管理者は、関係者の協力を得つつ、必要に応じ、事態対処や港湾機能に支障が生じない適当な場所を取材エリア・駐車スペースとして指定する。なお、港湾運営会社等に長期貸付が行われている岸壁等の場合は、港湾管理者と港湾運営会社が協力して対応する必要がある。

- 港湾管理者及び埠頭保安管理者は、感染疑いのある船員等が出入国管理及び難民認定法に基づく許可を得ることなく上陸する事態が生じないように、船社等に対し、船長を通じて船員等に上陸の可否に関し周知徹底を図るとともに、夜間も含め必要な警備を実施するよう要請する。

3. 検疫の実施

- 検疫所により、感染疑いのある船員及び上陸希望者に対する新型コロナウイルスに関する検査が実施され、陽性の者は患者搬送車等により医療機関等に搬送される。
- 船員の新型コロナウイルスに関する検査の結果、陽性が判明した場合は、検疫所において、患者等プライバシー保護や着岸に協力した岸壁への風評被害の防止等

十分に留意した上で、必要に応じ、公表を行う。この際には、検疫所は、港湾管理者、関係する国の地方支分部局や民間の関係者（船社等、港湾運営会社等）に対し、公表情報の範囲を予め共有する。

- 検疫所は、保健所や自治体の医療担当部署の協力を得つつ、患者の搬送先の速やかな確保に努める。また、感染船からの船員の下船の際には、港湾管理者や港湾運営会社の協力を得つつ、下船する船員のプライバシーの確保のため、必要に応じてギャングウェイにブルーシートを展張する等の対策を講じる。
 - 検疫所は、必要に応じ、感染船の消毒を指示する。船社は検疫所の指示に従い、消毒を実施する。
 - 検疫の結果、当該船舶等を介して新型コロナウイルス感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、検疫所は仮検疫済証を交付する。
 - 検疫後、船員の上陸が認められた場合でも、14日間の待機や国内における公共交通機関の不使用が要請されていることから、船社等は、上陸する船員の待機場所や当該場所までの移動手段（自家用車、レンタカー等）を確保する。
- ※ 上記のほか、検疫が長期間に及ぶ場合においては、検疫官等の待機場所・防護服の着脱場、船内に持ち込む必要物資の保管スペース等の確保が必要となる可能性がある。これらの確保が必要な場合は、ニーズを有する国の関係行政機関から、港湾管理者や港湾運営会社に対し、できるだけ早めに相談を行うこととする。
- ※ 検疫が長期間に及ぶ場合、感染船内の廃棄物や汚水の適切な処理方法を検討する必要がある可能性がある。

4. 荷役の実施

- 検疫所が仮検疫済証を交付した場合や、検疫法第5条に基づく検疫所長の確認又は許可を受けた場合に、感染船の荷役を行うことができる。
- 感染船の荷役を行う場合には、国土交通省は船社等及び港湾運送事業者に対し、以下の点を指導する。
（関係者への指摘事項）
 - ・ 船社等は、港湾運送事業者に対し、患者の発生・搬送状況、感染防止対策の実施状況等に関する情報を迅速かつ適切に共有すること。
 - ・ 船社等と港湾運送事業者は、相互に積極的に協力し、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルスへの感染防止のための推奨事項」（令和2年4月30日付け国土交通省海事局外航課長・港湾局港湾経済課長事務連絡）や「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月18日一般社団法人日本港運協会）等の最新版を踏まえ、

港湾労働者への感染防止対策に万全を期すること。

- ・ 港湾運送事業者は、港湾労働者に対し、必要な情報を適切に共有するとともに、感染防止のために必要な業務上の指示・指導を適切に行うこと。
- ・ 検疫所等の行政機関から指示や指導があった場合は、当該指示等に速やかに従うこと。

5. 船員交代の実施

- 新型コロナウイルス感染症の患者である船員の下船等により、交代船員の乗船が必要となる場合は、船社等は交代船員の速やかな確保に努める。

6. 感染疑い船等の移動調整

- 感染疑い船等の検疫岸壁等への着岸後、港湾の管理運営上支障が生じたときは、港湾管理者は、港湾運営会社等からの意見も踏まえつつ、必要に応じ、港長、検疫所との間で協議の上、船社に対し、具体的な移動先を示した上で、当該港湾内の他の岸壁等若しくは錨地又は他の港湾への移動の指示又は要請を行う。この際には、港湾管理者は、当該港湾を管轄する地方整備局等及び地方運輸局等とも情報共有を行う。(別紙3参照)

7. 感染船の出港

- 検疫が終了し、荷役を済ませ、必要に応じて船員交代を行う等し、安全に航行するための準備が整い次第、感染疑い船等は出港する。
- 港湾の管理運営上の支障の発生を防止する観点から必要な場合には、港湾管理者は、検疫が終了した後、船社に対し、航海に必要な準備が整い次第、次の寄港地等に向け、速やかに出港するように指示することができる。

8. 台風等の荒天時の安全対策

- 感染疑い船等の入港中及びその前後に台風等の荒天が予報される場合に、港長が港則法に基づく勧告等を発出した時は、感染疑い船等は、各港の台風対策協議会等の定めるルールに従い、適切な港外退避等の安全対策を実施する。
- また、港湾管理者においても、船社等に対し、所要の安全対策の確実な実施を要請する。

(想定される対応の例) ※個々のケースに応じ、実態に即した対応を検討すること。

- ・ 感染疑い船等が自力航行能力を維持している場合には、

- －港則法第39条第4項に基づき、各港で発令される避難準備（警戒）勸告（第一体制）及び港外避難勸告（第二体制）に従うこと。
- ・ 感染船が自力航行能力を喪失している場合には、
 - －保船のための交代船員を速やかに確保することとし、自力航行能力を喪失した状態で錨泊しないこと。
 - －岸壁において係留強化する場合は、特に周囲の状況を勘案の上、静穏度の高い岸壁等を選定するとともに、台風等に十分対処できるよう増し索をとる等必要な対策を行った上で係留すること。なお、状況によっては、タグボートを配備することも考慮すること。
 - －いずれの場合も、陸上との適当な連絡手段を確保すること。

Ⅲ. 感染疑い船等の来航事態への対処体制

- 感染疑い船等の来航事態が発生した場合には、当該港湾に設置されている感染症に関する港湾関係者等の会議（※1）や港湾保安委員会（※2）等を活用し、感染疑い船等の来航事案に関係する構成員による情報共有及び総合調整を行う。

※1：感染症に関する港湾関係者等の会議

東京港保健衛生管理運営協議会、横浜港感染症対策会議等の感染症に関する各種会議体。

※2：港湾保安委員会

港湾管理者、警察署等、海上保安部等、税関、地方出入国在留管理局、地方整備局（又は北海道開発局、沖縄総合事務局）、地方運輸局（又は神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）、委員会が必要と認める他の国や地方公共団体の機関（検疫所、保健所等）・関係民間事業者（港運協会等）等から構成。事務局及び委員長は原則として港湾管理者が担当。関税法の開港等に設置。

- 感染疑い船等の来航事態への対処に関し、港湾管理者から助言や協力の要請があった場合には、関係省庁及びその地方支分部局は、積極的に支援を行うものとし、必要に応じて、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG（感染疑い船等対処WG）において、情報共有及び総合調整を行う。

Ⅳ. 関係者への事前周知・協力要請

- 厚生労働省及び国土交通省は、港湾管理者、港湾運営会社、施設借受者、港湾運送事業者、船社等の関係者に対し、本対処方針を周知するとともに、感染疑い船等の来航事態が発生した場合の対処への協力を予め要請する。

検疫岸壁等の広域調整について

- 異常な滞船の発生などの港湾の管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合は、当初港の港湾管理者は、下記の条件に従うことを前提に、検疫所及び地方整備局等を通じて、厚生労働本省及び国土交通本省に対し、候補となる近隣の他の検疫港（以下「協力候補港」という。）を具体的に示して、検疫の実施場所に関する広域調整への協力を要請することができることとする。

※広域調整の前提条件

- ①患者の入院先については、医療体制が協力候補港の所在都道府県・市町村に比べ、明白かつ著しく逼迫している場合等を除き、引き続き、当初港の所在都道府県・市町村において確保すること。また、患者の移動手段については、当初港の所在都道府県・市町村においても船社等とともに、引き続きその確保を図ること。
 - ②当初港の港湾管理者及び都道府県・市町村は、協力候補港の港湾管理者及び都道府県・市町村に対し、積極的に、かつ、最大限の人的・物的支援を行うこと。
 - ③広域調整の申出期限は、検疫所から当初港の港湾管理者に対し、第一報があった時刻から4時間以内とする。
 - ④広域調整の調整期限は、検疫所から当初港の港湾管理者に対し、第一報があった時刻から24時間以内とする。
 - ⑤広域調整の調整期限までに調整が整わなかった場合には、当初寄港予定の港湾において検疫を行う。
- 当初港の港湾管理者から広域調整の要請があった場合には、厚生労働省と国土交通省は本省間で直ちに協議を行う。両省は、当初港及び協力候補港の岸壁の使用状況や検疫所の対応能力、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の逼迫状況等を総合的に勘案し、協力候補港の岸壁等を検疫岸壁等として使用することが適当と認める場合には、厚生労働省は協力候補港が所在する都道府県及び市町村に対し、国土交通省は協力候補港の港湾管理者に対し、協力を要請するものとする。

（参考）検疫法

（協力の要請）

第二十三条の二 検疫所長は、当該検疫所における検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、第十二条の規定による質問に関する書類の配付、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 協力候補港の港湾管理者の協力が得られた場合には、準備が整い次第、速やかに、感染疑い船等を当該港湾(以下「協力港」という。)に回航するものとする。
なお、その時点で判明している患者の搬送や、他の船員からのPCR検体の採取については、後続船の著しい滞船が生じることが明白な場合などを除き、できるだけ当初港で実施した上で協力港に回航することを原則とすることとする。

検疫岸壁の選定の際の留意事項

- 感染疑い船の喫水を踏まえ、必要な水深と係留施設を備えた岸壁を検疫岸壁として選定する。
- 荷役のために当初着岸を予定していた岸壁を検疫岸壁とする場合を除き、検疫岸壁では貨物の荷役を行わないこととなる一方で、検疫官の乗下船や患者の搬送、船内の消毒、船員の食料等の物資の補給のためのタラップ等の使用が見込まれる。
このため、感染疑い船の全長等の船型に必ずしも合致していない岸壁であっても、繋離船事業者等の意見や港長等との協議結果を踏まえつつ、安全に係留できると港湾管理者が判断できる場合には、当該岸壁を検疫岸壁として使用することも考えられる。
- 検疫岸壁の選定に当たっては、感染疑い船が港湾内に留まることが見込まれる期間中の岸壁の利用予定を把握した上で、後続船の荷役の遅れや滞船の発生などの港湾物流阻害事態の発生の防止やその影響の最小化の観点から、適切に検討する必要がある。
- 検疫岸壁の候補としては、例えば、次のような岸壁が挙げられる。
 - －係留施設を備えた供用前の岸壁
 - －埠頭再編等で供用中止中の岸壁
 - －港湾計画上の休憩岸壁
 - －複数のバースを一体運営している岸壁
 - －水深が浅い岸壁
 - ※荷下ろしやバラスト水の排水を行い、喫水を下げれば係留が可能になる。
 - －他の用途の岸壁（例．クルーズ岸壁）
 - ※大型コンテナ船の岸壁に比べ、水深が浅い。
 - －民間バース
 - ※事前に協力協定を締結することが望ましい。
- 検疫岸壁として使用可能な適当な岸壁がない場合は、陸上との間を患者搬送車等の自動車で往来することが可能な係船杭(ドルフィン)を検疫ドルフィンとして使用することも考えられる。（例えば、大型石油タンカー用のドルフィンは喫水が深い船舶にも対応可能）
- 患者が多数発生し、交代船員の速やかな確保が困難であるなど、感染疑い船の港湾内での滞在期間が長期間に及ぶことが見込まれ、岸壁等のみへの係留が困難な場合は、いくつかの岸壁等を数日ずつ使用し、順次他の場所へ移動していく方法も含め、対応を検討する必要がある。
また、この際には、港湾利用への影響を最小化する観点から、港湾管理者において、関係者の協力を得つつ、後続船による岸壁等の利用予定等を把握した上で、船

社等、港湾運送事業者等の他の港湾利用者との間で利用する岸壁等や利用期間等の変更などの必要な調整を行うことが望ましい。なお、港湾運営会社のある港湾においては、港湾管理者と港湾運営会社が協力して対応する必要がある。

感染疑い船等の移動調整について

- 感染疑い船等の移動調整が必要な場合、港湾管理者は、船社等に対し、感染疑い船等に自力航行能力がある場合は自力航行で当該港湾内の他の岸壁等若しくは錨地又は他の港湾へ移動するように要請する。また、自力航行能力を喪失している場合は、タグボートでの曳航等によって当該港湾内の他の岸壁等又は他の港湾へ移動させることを要請する。

なお、港湾管理者が他の港湾への移動を求める場合は、当該他の港湾の港湾管理者の同意を得た上で行う必要がある。この際には、検疫岸壁等の確保に関する広域調整に準じた対応を厚生労働本省及び国土交通本省に要請することができることとする。

※港則法施行令別表第一で定める京浜港、阪神港及び関門港において、感染疑い船等を錨地で錨泊させる場合には、同法第5条第2項に基づき、港長から錨地の指定を受けることが必要。

また、京浜港、阪神港及び関門港以外の特定港（港則法施行令別表第二に記載の港）においても、港長が特に必要と認めるときは、同条第3項に基づき、港長は錨地を指定することができることとされている。

※感染疑い船等が自力航行能力を喪失している場合は、錨地での適切な見張り、緊急時における連絡体制、天候の急変等による移動等に即時に対応可能な体制を確保することが困難であると考えられるため、錨地での錨泊は避ける必要がある。

※危険物を積載した船舶は、特定港においては、錨地の指定を受けるべき場合を除き、原則として、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。（港則法第22条）

※船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならず、港長は、必要があると認めるときは、この制限を更に強化することができることとされている（港則法施行規則第9条）。なお、京浜港や阪神港などの港内の一部水域においては、この制限が強化されている。

- 感染船の旗国による船員の乗組み人数に関する基準を満たさないため、感染疑い船等を移動できないと船社等が説明する場合であっても、旗国が当該基準を緩和することにより、航行が可能となる場合がある。このため、港湾管理者は必要に応じ、船社等に対し、当該基準の緩和の可否について旗国の海事当局に相談するように要請する。

また、我が国の船員法が適用される船舶について、運航上の安全確保の徹底を図った上で、やむを得ず所定の定員数を乗り組ませずに移動する場合は、法令に基づく手続きをとる必要があるため、船社等から最寄りの地方運輸局等に対して相談する必要がある。

- なお、通常より少ない員数の船員を乗り組ませた状態での移動は、事故防止の観点から、運航上の安全確保の徹底が十分に図られた上で行われる必要があることに関係者は留意する必要がある。

(参考) 航行に必要な船舶職員の資格・員数等は当該船舶の旗国によって異なる。また、旗国が定める最低基準とは別途、実際に船舶に乗り組ませる員数等については、労使間で決められている。

(参考)外航貨物船の検疫・荷役等に関する制度・運用や実態について
(令和2年9月2日現在)

※今後、様々な状況変化が見込まれるため、実際の事態対処に際しては、関係者に対し最新の状況を確認の上、適切に対応すること。

1. 検疫

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、発生国から来航する客船（貨客船を含む。）の検疫の特定検疫港への集約化が行われた場合でも、外航貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応することとされている。
- 外航貨物船の船員が我が国への上陸を希望する場合は、過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある上陸希望者全員を対象に、新型コロナウイルスに関する検査を実施することになる。
- 2次港以降を含め、我が国に上陸希望者以外の船員は原則として新型コロナウイルスに関する検査の対象とはならないが、外航貨物船内に体調不良者の報告があった場合等、検疫所が必要と認めた場合には、新型コロナウイルスに関する検査を実施する場合がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が判明するまでには、最低6時間は必要。検査対象者の人数が増えるほど、所要時間が増加する。大型の外航貨物船は一隻につき20名前後の船員が乗船しているため、仮に全員が上陸を希望し、全員の新型コロナウイルスに関する検査を行うと仮定した場合には、結果の判明までには1日～2日程度（※）の時間が必要。
 - ※夜間・休日に入港する場合や、検疫港の遠隔地に検体を輸送する場合、周辺地域において感染者が多数発生している場合等には、より長い時間を要する可能性がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の陽性者については、検疫所と保健所との間で調整の上、検疫所又は消防等により、医療機関等に搬送される。（海上での患者の搬送が必要な場合には、海上保安庁により搬送される。）
 - ※周辺地域の病床が逼迫している場合等には、検疫を実施した港湾が所在する地域とは異なる地域の医療機関に入院させるための広域調整が必要になるなど、搬送先の医療機関の決定に時間を要する可能性があるため、保健所との調整は速やかに開始する必要がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が陰性だった上陸希望者については、水際対策の抜本的強化に関する閣議了解に基づき実施している上陸後14日間の待機要請等の対象となり、健康状態に異常のない者も含め、検疫所長の指定する場所（自宅、ホテル等の宿泊施設）で上陸の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関（※）を使用しないことを要請される。（但し、1

4日間の経過を待たずに出国することも可能。)

※公共交通機関：電車、乗合バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船など

- なお、船員が一時的な場合も含め、一切の入国手続を行わず、そのまま海外へ出港するに当たってはこの限りではない。また、検疫所は、外航貨物船が14日間の停留期間の経過前に出港すること差し止めるものではない。

2. 感染船の消毒

- 前述のように、外航貨物船は一般的に乗船者の人数が少なく、消毒が必要な場所も限られるため、消毒に長期間を要した大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」のケースよりも短い期間で消毒が可能と考えられる。
- 感染船の消毒は、消毒範囲、有効な薬剤等を含め、有効な方法により実施する必要がある。相談先としては、例えば、検疫所又は（公社）日本ペストコントロール協会の都道府県協会が挙げられる。
- 消毒を十分に講じなかった場合、船内荷役に従事する港湾労働者への感染のおそれがあることを理由に、港湾運送事業者から港湾運送の引受けを拒否される可能性がある。

（参考）港湾運送事業法及び港湾運送約款における港湾運送の引受けの拒否

港湾運送事業者が定め、港湾運送事業法第11条第1項の認可を受けた港湾運送約款においては、一般的に、以下の場合が運送の拒否事由として記載されており、該当する場合は、港湾運送の引き受けを拒否することが可能である。

例えば、船社が、港湾運送事業者に対し、自らは費用を負担せず、港湾運送事業者の費用負担で、専門業者による船内の消毒を行うように求めた場合は②に、感染防止対策が明らかに不十分であり、感染リスクが非常に高い状態で、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した外航貨物船の船内荷役を行うことを求めた場合は③に、それぞれ該当するものと考えられる。

【港湾運送約款における運送の拒否事由】

- ① 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
- ② 委託者から特別の負担を求められたとき。
- ③ 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

3. 荷役

- 新型コロナウイルスに関する検査の結果、感染疑い船に陽性者がいた場合は、患者の医療機関等への搬送後、必要に応じ消毒を行った後に、検疫所から仮検疫済証が交付される。
なお、陽性者が下船し、消毒等必要な措置を終えるまでは仮検疫済証は交付されない。

- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が全員陰性の場合、仮検疫済証が交付され、荷役を行うことが可能となる。
- なお、検疫法第5条第1号又は第3号に該当するときは、検疫済証又は仮検疫済証が交付されていなくても貨物を陸揚げすることができる。例えば、公衆衛生上問題のない荷役方法が提示された場合や、貨物が新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項に規定する緊急物資（新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材）である場合等に貨物の陸揚げが認められる可能性がある。

(参考)検疫法

第5条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。
- 二 (略)
- 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。